

加入案内について

当協会は、高圧ガス保安法に基づいて、高圧ガスの設備の自主保安を業務とする高圧ガス保安協会の関係団体として機能する保安団体で、アンモニア、フルオロカーボン等の冷凍・空調設備の検査、保安活動のサポートを行っています。

高圧ガス保安法では、高圧ガスによる災害を防止し公共の安全を確保するため、冷凍・空調設備を設置する者に対し、第一種製造者には、年1回以上の定期自主検査と3年以内に1回以上の保安検査の受検が規定され、第二種製造者に対しては、設備の技術上の適合・維持が規定され、下記のような管理が課せられています。

管理義務とは

1.	冷凍・空調設備は高圧ガスに対し、法の技術上の基準に適合し、維持すること。
2.	設備は所定の安全装置を有し、その機能を維持すること。
3.	運転・操作従事者はもとより、関係従業員の保安教育を行うこと。
4.	設備は安全な方法、環境で運転されていること。

当協会は、冷凍・空調関係の保安に十分な知識と経験を有し、高圧ガス保安協会より任命された保安検査員をおき、施設に対して年1回の現場での保安確認を実施、技術指導を行います。現場ではその結果に基づき、直接対話による問題点の処理に協力致します。又、定期的に保安教育の場を設け、保安・省エネルギー・運転技術等に関する教育、事故例等による教育を行っています。冷凍・空調にかかる各種の申請書類の紹介と指導もあわせて行っています。

以上の趣旨をご理解のうえ協会に加入され、従事者の保安意識の高揚と設備の安全管理を計ると共に、公共の安全にご協力をお願いします。